⑸　まさば及びごまさば

（単位：トン）

都道府県名	数量
東京都	21,000
静岡県	19,000
三重県	43,000
和歌山県	12,000
島根県	23,000
高知県	9,000
長崎県	25,000
宮崎県	16,000
鹿児島県	17,000

北海道、青森県、岩手県、宮城県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、愛知県、京都府、兵庫県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、福岡県、熊本県及び大分県については、若干とする。

㈱　第３の３の注２に基づき、必要な場合に改定を行うものとする。

⑹　するめいか

北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、高知県、福岡県及び長崎県については、若干とする。

⑺　ずわいがに

（単位：トン）

都道府県名	数量
北海道	168
秋田県	31
山形県	59
新潟県	337
富山県	28
石川県	349
福井県	207
京都府	83

茨城県及び島根県については、若干とする。

㈱　沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業と都道府県知事が管理する漁業における採捕の動向等を踏まえて、第３の３に定める漁獲可能量の範囲内において改定を行うものとする。

２　第３の４の表に掲げる第１種特定海洋生物資源ごとの平成26年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量は、次のとおりとする。

数量を明示していない都道府県は、過去（平成20年～22年（するめいかについては平成21年～23年）。以下本項において同じ。）の漁獲実績がおおむね100トン未満（ずわいがにについては、漁獲実績なし）と、資源に対する漁獲圧力が無視できるほどに小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。

「若干」としている都道府県は、さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかについては過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県、ずわいがにについては、10トン程度以下の漁獲実績がある都道府県であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

⑴　さんま

（単位：トン）

都道府県名	数量

㈱　数量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

⑵　すけとうだら

（単位：トン）

都道府県名	数量

㈱　数量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

⑶　まあじ

（単位：トン）

都道府県名	数量
和歌山県	4,000
島根県	38,000
山口県	6,000
愛媛県	5,000
長崎県	27,000
鹿児島県	7,000

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、広島県、徳島県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県及び宮崎県については、若干とする。

㈱　第３の４の注２に基づき、必要な場合に改定を行うものとする。